平成二十九年四月三日

大阪府規則第八十号

大阪府証紙徴収条例施行規則を廃止する規則を公布する。

大阪府知事　松井一郎

大阪府証紙徴収条例施行規則を廃止する規則

大阪府証紙徴収条例施行規則（昭和三十九年大阪府規則第二十七号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

（経過措置）

２　大阪府証紙徴収条例を廃止する条例（平成二十九年大阪府条例第六十号。以下「廃止条例」という。）附則第三項の規定により売りさばき済証紙を返還してその購入代金の還付を受けようとする者は、証紙返還申請書兼領収書（様式第一号）に、売りさばき済証紙を添えて、知事に提出しなければならない。

３　廃止条例附則第四項の規定により証紙を返還する者は、証紙返還請求書（様式第二号）に証紙を添えて、知事に提出しなければならない。

４　廃止条例附則第四項の規則で定める購入代金は、返還された証紙の額面金額の合計から当該返還された証紙の購入代金に係る廃止前の大阪府証紙徴収条例施行規則（以下「旧規則」という。）第十一条第一項第二号に定める手数料の額に相当する額を減じた額とする。

５　旧規則第二条に規定する証紙出納員は、旧規則第三条第三項の規定により交付を受けた証紙のうち売りさばいていないものを遅滞なく会計管理者に返還しなければならない。この場合において、同条第一項に規定する警察証紙出納員（以下「警察証紙出納員」という。）にあっては、同項に規定する会計課出納員（以下「会計課出納員」という。）を経由して返還しなければならない。

６　会計課出納員は、旧規則第四条第二項において準用する旧規則第三条第三項の規定により交付を受けた証紙のうち保管しているもの及び前項の規定により警察証紙出納員から返還される証紙を、遅滞なく会計管理者に返還しなければならない。

７　廃止条例による廃止前の大阪府証紙徴収条例（昭和三十九年大阪府条例第十号）第四条の指定金融機関及び指定代理金融機関は、旧規則第五条の規定により交付を受けた証紙のうち売りさばいていないものを遅滞なく知事に返還しなければならない。この場合において、指定代理金融機関は、指定金融機関を経由して返還しなければならない。

８　この規則の施行の日前にされた証紙の売りさばきに係る旧規則第二十一条の検査については、なお従前の例による。

９　附則第二項から前項までに定めるもののほか、証紙の返還及び購入代金の還付について必要な事項は、知事が別に定める。



